

## 宇治市の取り組み状況について

### 本市の育成学級（放課後児童健全育成事業）の運営について

#### （1）育成学級の概況

育成学級は、昭和 42 年の事業開始以来、小学校敷地内において、放課後及び学校休業日における児童の健全育成と、保護者の就労支援を目的として実施してきました。

現在、小学校に就学する 1 年生から 4 年生までの児童及び 5・6 年生の特別支援学級に在籍する児童を対象に、市内 20 カ所の小学校で開設し、約 1,700 人の児童が利用しています。

#### （2）平成 27 年度からの育成学級の運営について（主な変更点）

子ども・子育て支援新制度の施行にあわせて児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業の対象範囲が、「小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」に変更されました。

これに伴い、平成 27 年度から、本市の育成学級の対象学年を 6 年生までとします。

ただし、低学年の 1 年生から 4 年生や、特別支援学級に在籍する児童など、必要性の高い家庭の児童を優先して受け入れます。

#### （3）保護者への周知、広報

対象学年の変更については、12 月 15 日から配布を予定している平成 27 年度の育成学級入級申請書類に記載するとともに、市政だより、市ホームページ等でも広報していく予定です。